

## インタープリテーション戦略（抜粋）

### 勧告 g)

推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ 4.g) で言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション（展示）戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。（文書 WHC-15/39.COM/INF.19）

### インタープリテーションの階層的アプローチ

「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション及びプレゼンテーション：  
価値とテーマの階層



### 各ローカルビジターセンターにおけるインタープリテーションの流れ： インタープリテーションの階層



## 各サイトの歴史全体についての考察

(産業遺産情報センターに関する検討会第一次報告書の参考資料2.)

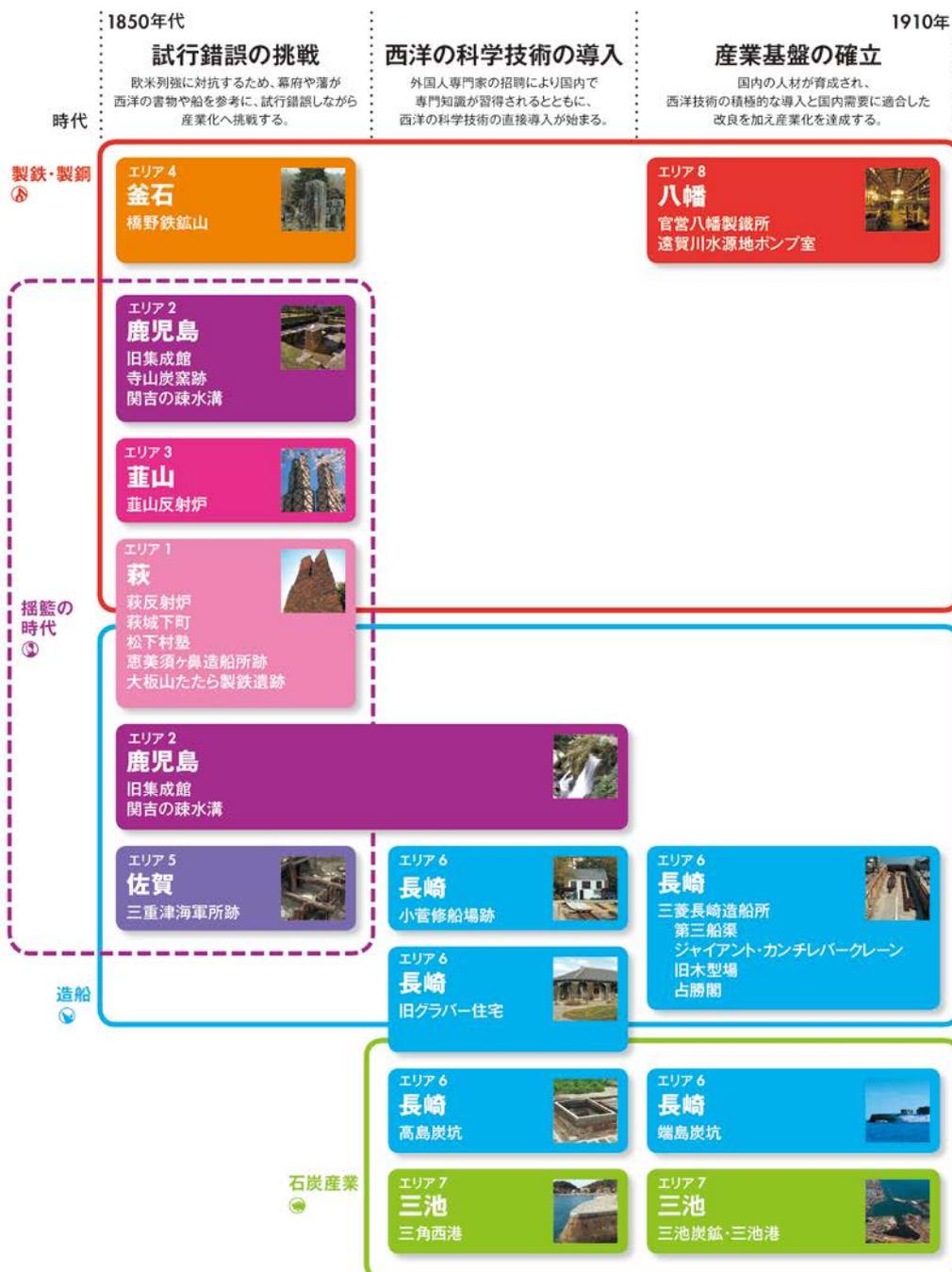
## 物理的インタープリテーション及びプレゼンテーションの階層

(産業遺産情報センターに関する検討会第一次報告書の参考資料3.)

## 3つの産業類型の時系列に沿った発展 (1850年代~1910年)

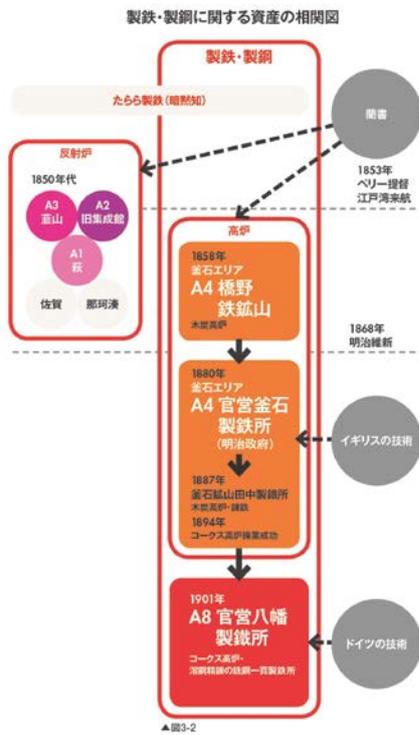
### 3つの産業類型の時系列に沿った発展 (1850年代~1910年)

1850年代~1910年にかけての重工業分野(製鉄・製鋼、造船、石炭産業)における産業化の歩み

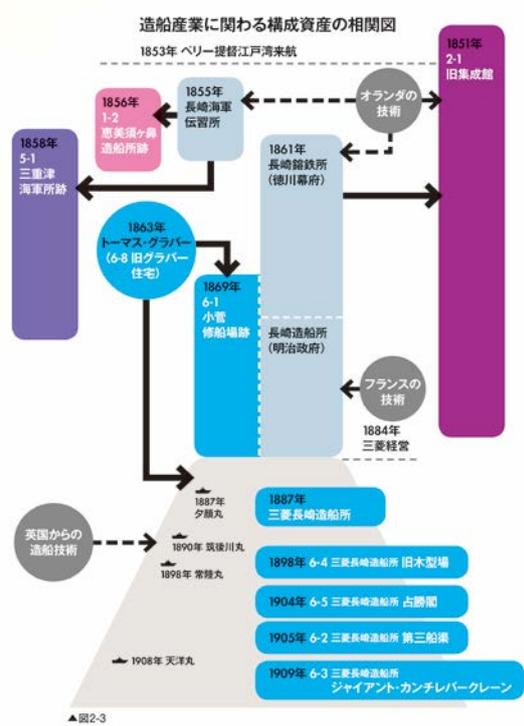


▲図2

## 製鉄・製鋼に関する資産の相関図

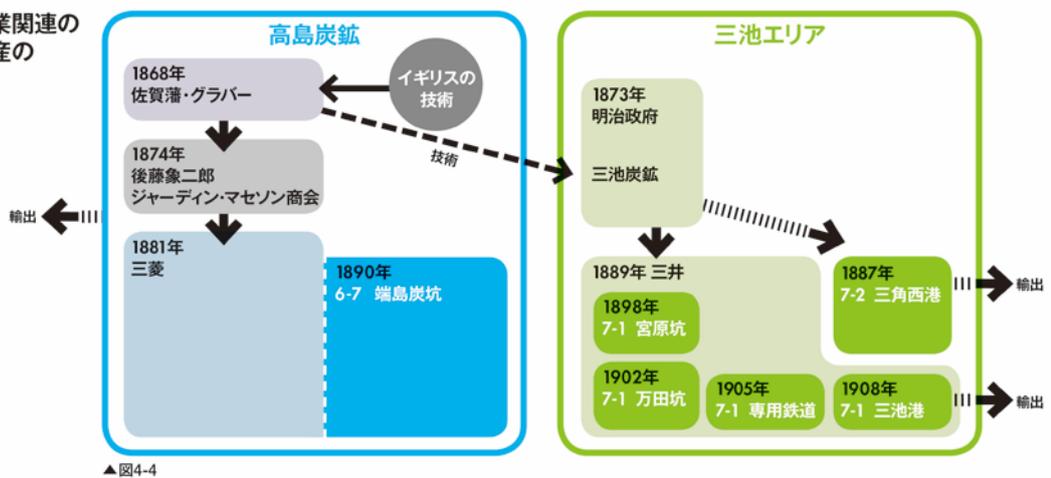


## 造船産業に関わる構成資産の相関図



## 石炭産業関連の構成資産の相関図

### 石炭産業関連の構成資産の相関図



## インタープリテーション計画（抜粋）

### (1) 全ての構成資産で一貫した顕著な普遍的価値（OUV）の共通展示を展開

インタープリテーション戦略に基づき、全ての構成資産に一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を実施する。全ての関係者が方針に合意し、ブランド感のある世界遺産スタイルで統一的に展示をコーディネートし、実施する予定である。

### (2)・(3) 労働者に関する情報収集を含む各サイトの「歴史全体」に関する進捗

内閣官房の「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の委員、「明治日本の産業革命遺産」の登録に関わるイコモス査定に関与した国際ヘリテージの専門家、「インタープリテーションとプレゼンテーションに関する国際イコモス学術委員会」委員長他の助言により、以下の4つの方針が示された。

- 1) 顕著な普遍的価値のインタープリテーションに重点を置く：世界遺産の本来の目的に従い、各サイトにおいて、登録された資産の顕著な普遍的価値を、他の関連する問題と混同せずに明確に説明する。その上で、勧告g）を履行する。
- 2) （前略）顕著な普遍的価値の対象期間（1850年代から1910年まで）以外の各サイトの「歴史全体」の範囲は、1850年代以前と1910年から現在までの2つに分けられる。いずれにおいても各構成資産の背景の理解を補足する地域的な価値を念頭に「歴史全体」の範囲を絞り込む。さらに、各構成資産が立地するエリアにおける歴史全体のインタープリテーションについては、二次史料の収集や証言収録など質の高い調査を実施し、適宜、適切なメディアを通じていずれかの段階において公表する。
- 3) 産業労働の展示は、顕著な普遍的価値に重点を置くことを前提に、顕著な普遍的価値の対象期間における日本の産業労働に焦点を当てつつ、当該対象期間以外の産業労働については、第二次大戦中に日本政府としても国家総動員法に基づく徴用政策を実施し、戦前・戦中・戦後に多くの朝鮮半島出身者が日本の産業の現場を支えていたことが理解できる展示に取り組む。
- 4) 上記方針を踏まえつつ、朝鮮人労働者の徴用政策を含む戦前・戦中・戦後の在日朝鮮人に関する調査を実施する。

以上の方針を踏まえ（上記1）～4）の各々に対し）、以下の詳細な進捗状況とタイムスケールを設定する。

- 1) 2016-17年度にスキームを策定し、2018年度以降に、内閣官房の調整による方針の下で、全ての構成資産において一貫性のある顕著な普遍的価値のインタープリテーションを実施する。
- 2) 特別に委託した「インタープリテーション監査」において、複数の資産では

既に（中略）「歴史全体」のインタープリテーションが十分になされているとの評価を受けた。留意を要するものについては、2018年度以降における更新が計画されている。

なお、産業労働の理解を促す資料として、推薦書文中239ページに「山本作兵衛の炭坑の記録画ならびに記録文書」が紹介されている。本記録画並びに記録文書は、「明治日本の産業革命遺産」の推薦過程において、ユネスコ「世界の記憶」に申請され登録された経緯をふまえて「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション戦略に位置づけられる。本記録画並びに記録文書は、八幡にコークス原料を供給する筑豊における往時の炭坑労働への理解を促すうえで重要である。現在は、世界遺産の関連資産である旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓及び同第一・第二煙突と同じ敷地内に設置された田川市石炭・歴史博物館等において展示されている。

3) 一次史料や口頭証言に基づき、適切な場合、産業労働の展示については2018年度以降に更新する予定である。

4) 内閣官房は、産業労働に関する一次史料を、2019年度中を目途に東京に設置が予定されている「産業遺産情報センター」において一般市民に共有する方向で検討している。口頭証言、出版物調査、これまでほとんど検討されなかった一次史料の調査を含む、多くの調査が現在も進められている。

#### (4) 「産業遺産情報センター」の設置

第39回世界遺産委員会における決議(39COM 8B.14)の採択時に、勧告g)の脚注として日本政府のステートメントの記録が言及された。

このため、日本政府は、2019年度中を目途に総合的な情報センターとして「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針であり、そのための費用を2018年度予算案に計上することを検討している。同センターは、産業遺産の保全の普及啓蒙に貢献する「シンクタンク」として、「明治日本の産業革命遺産」の資産全体を中心としつつ、産業労働を含む産業遺産に関する他の情報も発信する予定である。内容の詳細は現在検討中である。

(5)～(9) (略)